

## 民事手続の流れ

(保全処分、証拠保全、提訴予告通知)

訴えの提起〈原告〉



事件の配点



訴状の審査〈裁判長〉→補正命令→訴状却下命令



第1回口頭弁論期日の指定〈裁判長〉



訴状・期日呼出状の送達〈裁判所書記官〉→付郵便送達・公示送達



(当事者照会, 答弁書・準備書面提出)

第1回口頭弁論期日(被告欠席→調書判決)



[訴状・答弁書の陳述, 準備書面陳述]



(準備書面提出, 口頭弁論続行)

争点整理手続(弁論準備手続, 準備的口頭弁論, 書面による準備手続)



[主張の整理, 証拠申出, 証拠の整理, 書証の取調べ, 審理計画]



(進行協議期日, 和解期日)

証拠調べ期日→鑑定, 検証



[証人尋問, 当事者本人尋問]



(和解期日)

最終口頭弁論期日



[最終準備書面陳述, 口頭弁論終結〈裁判所〉]



(判決書作成)

判決言渡期日



[判決の言渡し〈裁判長〉]



判決書送達〈裁判所書記官〉→控訴→上告

\*典型的な手続の進行を示したもので、実際の訴訟の進行順序はこれと異なることも多い。